

議案第五十二号

港区立学校施設等使用条例及び港区立運動場条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十九年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校施設等使用条例及び港区立運動場条例の一部を改正する条例

(港区立学校施設等使用条例の一部改正)

第一条 港区立学校施設等使用条例(平成二年港区条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表(二)の部小学生・中学生・高校生の項中「一二〇円」を「一〇〇円」に改める。

(港区立運動場条例の一部改正)

第二条 港区立運動場条例(昭和四十六年港区条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「二四〇円」を「一〇〇円」に改め、同表備考二中「百二十円」を「五十円」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

（説明）

学校施設等の個人利用の使用料及び運動場の個人利用の利用料金の上限額を改定するため、  
本案を提出いたします。